二　複数の特定通貨関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　当該複数の特定通貨関連店頭デリバティブ取引の対象となる通貨の組み合わせの区分に応じ、当該区分ごとの特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの為替リスク想定比率を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額の合計額

29　第二十七項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が一の通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少なくない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

30　前三項の「特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額」とは、当該特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。

31　第二十九項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　通貨の売付け

二　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

32　第二十九項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　通貨の買付け

二　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

附　則

この府令は、平成二十九年二月二十七日から施行する。

省　令

○農林水産省令第四十五号

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条の規定に基づき、海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令（昭和二十五年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第七条第一項の項の下欄中「、第五十四条第二項又は第五十九条の五の四第八項」を「又は第五十四条第二項」に改める。

別記第六号様式中「投票所（」の下に「共通投票所・」を加え、同様式備考二中「期日前投票所印」を「共通投票所印及び期日前投票所印」に改め、同備考ただし書中「ただし、」の下に「二以上の共通投票所を設けない場合又は」を、「には、」の下に「共通投票所名又は」を加える。

別記第十六号様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

その二

平成何年何月何日執行　（何々）海区漁業調整委員会委員選挙（解職投票）共通投票所投票録

1　共通投票所　郡（市）町（村）番地　建物名称

2　共通投票所開閉の時刻　午前（後）　時　分開始　午後（前）　時　分閉鎖

3　投票立会人

住所（事業場の所在地）	氏名	立会時間	備考
		午前（後）　時　分から 午後（前）　時　分まで	
		午前（後）　時　分から 午後（前）　時　分まで	

4　投票状況

(イ)　投票人

投票者数

(ロ)　特殊な投票

確定決定書又は判決書による投票数	点字投票数	代理投票数	仮投票数

5　その他

項目	事項	備考

6　投票箱送致者　　氏名

7　共通投票所事務従事者　　氏名外　　何人

投票管理者は、この投票録を作り、投票立会人とともに署名する。

平成何年何月何日　　投票管理者　氏名

投票立会人　氏名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

3　本人である旨を宣言させて投票させた場合、不在者投票の用紙を返還させて投票させた場合等には、5の表にそれらの数を記入すること。

4　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後その期日を告示される選挙又は解職の投票について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙又は解職の投票については、なお従前の例による。